

<制度全般>

Q1 水道施設管理技士資格制度の目的

A1 この資格制度は、民間企業または水道事業者等の技術業務経験者等を対象として、水道施設維持管理の技術力を知識、経験、試験等によって評価、判定のうえ、水道施設管理技士資格として認定・登録することにより、水道事業の技術上の業務の円滑な運営に資することを目的としている。

Q2 水道施設管理技士制度の法的位置づけについて

A2 本資格は法律に基づくものではなく、水道界の要望に基づく自主資格として認定・登録を行うもので民間の任意資格になる。本資格は、日本水道協会、水道技術研究センター、給水工事技術振興財団、全国簡易水道協議会の4団体で水道施設管理技士制度協議会を結成し本制度の運営を行っている。

Q3 本資格制度の申請対象者

A3 本資格は、民間企業又は水道事業者において、水道の技術上の業務に従事する方又は従事した経験を有する方を申請対象者としている。

Q4 本制度が対象としている水道の技術上の業務

A4 本資格制度が対象としている水道の技術上の業務とは、上水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業、専用水道に関わる技術上の業務のうち、次の業務を対象とする。
(1) 施設計画の策定、(2) 施設の設計、(3) 施設工事の監理・監督、(4) 施設の試運転、(5) 施設の維持管理、(6) 施設の運転管理、(7) 浄水施設の実験

Q5 本制度が対象としている施設の範囲

A5 (1) 浄水施設管理技士は、貯水・取水から浄水施設までのいずれかの施設（導水施設を除く）
(2) 管路施設管理技士は、導水、送水、配水施設のいずれかの施設

Q6 水道実務経験の定義

A6 水道実務経験は、日本国内における民間企業又は水道事業者における水道関連の業務経験で具体的内容は次のとおり（水道施設管理技士資格認定・登録要綱第8条参照）。

(1) 施設計画の策定は、水道事業者における施設の建設及び更新計画等の策定業務

(2) 施設の設計は、取水、貯水、浄水の施設工事、導水、送水、配水の管路施設工事の設計業務

(3) 施設工事の監理監督は、水道事業者の発注工事の監理監督業務。対象者は発注者側は監督業務に従事している者、受注者側は現場代理人、監理技術者、主任技術者として発注者に届け出た者に限られる。資格審査では当該業務に従事していた証明を求める場合がある。

(4) 施設の試運転は、請負者が工事完成後に行う施設、設備の稼働試運転、又は管路の通水試験に従事した経験をいう。

(5) 施設の維持管理は、施設の運転監視、日常又は随時の点検、保全、補修、水質検査等の業務

(6) 施設の運転管理は、広い意味で維持管理業務に入るが、施設の運転操作、施設の運転監視、排水処理等の施設の運転業務

(7) 浄水施設の実験は、浄水技術の研究開発に関わる業務。水道事業者から受託（共同研究を含む）した業務を含む。

- Q7 「水道事業体での現場実務経験」について
- A7 「水道事業体での現場実務経験」とは、水道実務経験に含まれるもので、特に水道事業体における現場での実務経験をいう（水道施設管理技士資格認定・登録要綱第9条参照）。資格の種類別の具体的内容は次のとおり。
- (1) 浄水施設管理技士
 - ア 沈澱、ろ過のいずれかを含む浄水施設での技術上の実務経験1年以上
 - イ 浄水施設で2週間以上の試運転経験5件以上又は試運転経験累積1年以上
 - ウ 浄水施設の実験経験1年以上
 - (2) 管路施設管理技士
 - ア 導水、送水、配水施設のいずれかの施設(以下「管路施設」)の技術上の実務経験1年以上
 - イ 管路施設で2週間以上の試運転経験5件以上又は試運転経験累積1年以上
 - ウ 管路施設の工事の監理・監督(発注側及び元請負者)としての現地実務経験5件以上又は累計1年以上
- Q8 浄水施設・管路施設2種類の資格を同時に取得できるか。
- A8 3級は2種類の資格を同時に申請して取得することができる。但し、「水道実務経験」を重複して申請することはできない。
- Q9 同時期に複数の業務に従事した場合、実務経験を重複して期間計算して申請できるか。
- A9 重複して申請できない。同時期に複数の業務に従事した場合は主たる業務の実務経験にて申請する。
- Q10 「申請書記載事項証明書」の代表者について、事業部制を採用しているため所属する事業部の責任者でよいか。
- A10 登録要綱第10条第1項により本人の所属する会社代表者又は水道事業管理者と規定されている。なお、規模により民間企業の場合は支店長や部長、水道事業体の場合は部長等による証明を認めている。いずれにしても法人・水道事業体を代表して申請内容に誤りが無いことを証明できる方となる。
- Q11 10年分の水道実務経験を複数案件まとめて申請できるか。
- A11 実務経験は従業務毎に審査を行うため、複数の場所・業務をまとめて申請することはできない。従業務・従事場所毎に従事期間を月単位に細分化して申請されたい。
- Q12 浄水・管路2種類の資格を同時に取得できるか。
- A12 3級については2種類の資格を同時に申請できる。但し、取得要件である「水道実務経験」の従事期間を重複して申請することはできない。
- Q13 同時期に浄水施設管理技士、管路施設管理技士のどちらにも該当する業務を6年間従事した。3級の両資格に同時申請することはできるか。
- A13 申請できる。水道実務経験を3年毎に分けて申請されたい。期間をどう分けるかはご自身で判断されたい。
- Q14 申請書類に入力の間違えがあった。修正はできるか。
- A14 申請書記載事項証明書を郵送する前であれば、該当箇所を赤字で修正していただき送付されたい。認定センターにおいて修正を行う。申請書記載事項証明書を既に郵送している場合は、控えを修正して認定センター宛にメールされたい。
- Q15 勤務先・自宅住所が変わった場合どのような手続きが必要か
- A15 マイページ (<https://annai.jwwa.or.jp/kanrigishi/mypage/index>) にログインの上、修正いただきたい。なお、1・2・3級の申請を行った場合は、認定センター宛、変更後の勤務先・自宅住所、連絡先電話番号等をメールにて連絡されたい。その際、本人確認のため、氏名、登録番号、生年月日を記入されたい。また、登録更新対象年度で登録更新受付センターお問い合わせ期間(10月15日～翌年3月15日 ※土日・祝日・年末年始を除く)の場合は、10月上旬に発送する「登録更新のご案内」ハガキ記載の登録更新受付センターまで連絡されたい。

<水道実務経験>

- Q1 海外での経験は水道実務経験として認められるか。
A1 本資格制度はあくまで国内の資格であり、水道施設の維持管理について国内の法律・基準等に基づいて、水道実務経験を判断している。これを踏まえて、水道実務経験は水道施設管理技士資格認定・登録要綱第8条にて日本国内の業務経験に限るとしている。
- Q2 漏水調査業務を行っているが、水道実務経験として認められるか。
A2 水道実務経験としては認められる。但し、業務内容にバルブの操作等「直接管路に触れる作業」が伴っていないければ、「水道事業者での現場実務経験」には該当しない。
- Q3 施設の設計業務に従事しているが、ろ過設備（池）、膜装置、薬注設備など機器単体の設計業務は水道実務経験と認められるか。
A3 ろ過設備（池）、膜装置、薬注設備等、水道施設設備機器単体の設計でも水道実務経験となる。
- Q4 配水池の維持管理業務に係る経験は現場実務経験として認められるか
A4 浄水施設管理技士：当該配水池が浄水場内あり、浄水施設と一体で管理している場合は認められるが、確認のため図面等の提出をお願いすることもある。
管路施設管理技士：認められる。
- Q5 排水処理業務に従事しているが、その経験は水道実務経験と認められるか。
A5 浄水処理に伴う排水処理の経験であれば、浄水処理工程を把握したうえで排水処理施設の管理に当たる必要があるため水道実務経験として認められる。但し、水道に関わる技術上の業務を対象とするため、下水道・工業用水や工場等の排水処理の経験は水道実務経験とは認められない。
- Q6 指定給水工事事業者で給水装置工事業務に従事した経験は水道実務経験と認められるか。
A6 水道実務経験と認められない。本制度は水道法における水道施設に関する資格制度であるため、給水装置に係る経験は水道実務経験とは認めていない。
- Q7 水道施設の請負工事の現場作業に従事した場合は水道実務経験となるか。
A7 水道実務経験と認められない。施設工事（漏水修理を含む）の場合は監理、監督者（現場代理人等発注者に届け出られた者）に限って水道実務経験と認めている。
- Q8 下水道、工業用水道に係る実務経験や工場内で浄水処理業務を行った経験は水道実務経験となるか。
A8 水道実務経験と認められない。本資格制度の実務経験は水道法により認可、確認された水道施設に関わる実務経験のみである。ただし、上水道と工業用水が一体となって浄水処理が行われている場合や、工場内の施設が水道法上の専用水道として位置づけられている場合は、これらの施設での実務経験は水道実務経験となる。このため、審査の際は施設確認のため書類提出をお願いする場合もある。
- Q9 簡易専用水道等、貯水槽水道の清掃・維持管理業務に従事した経験は水道実務経験として認められるか。
A9 貯水槽水道は水道施設ではないため、水道実務経験と認められない。本資格制度の実務経験は水道法により認可、確認された水道施設に関わる実務経験のみである。

- Q10 水質検査機関で水道水質基準に係る水質検査を3年以上実施している場合、水道実務経験になるか。
- A10 水質検査業務は、重要な水道維持管理業務の一環であり当然水道実務経験に該当する。但し、非継続的、断続的業務である場合は1日8時間勤務とみなし1ヶ月当たり10日以上なければ水道実務経験対象の業務とはならない。
- Q11 1ヶ月に1日だけ浄水場の電気設備保安点検業務を請け負っているが、水道実務経験になるか。
- A11 水道実務経験とはならない。1日8時間勤務とみなし1ヶ月当たり10日以上、同種の維持管理業務に従事していなければ実務経験と認められない。
- Q12 水道施設の点検業務を1ヶ月あたり10日間行っているが、「水道実務経験」、「水道事業体での現場実務経験」に該当するか。
- A12 1日8時間勤務を前提として、1ヶ月に10日以上勤務していれば1ヶ月の水道実務経験に該当する。また、登録要綱第9条第1項に規定する水道事業体での現場実務経験に該当する業務であれば、水道事業体での現場実務経験にも該当する。
- Q13 週に1回24時間の運転管理業務に6ヶ月従事したが水道実務経験となるか。
- A13 水道実務経験となる。24時間勤務は8時間勤務の3日分に相当し、1ヶ月当たり10日以上あるので水道実務経験とみなされる。従ってこの業務に従事していた期間は水道実務経験に算入できる。
- Q14 総合計画を策定しているが、浄水・管路のいずれに申請すべきか。
- A14 総合計画の場合、いずれかウエイトの高いほうの実務経験として申請するか、重複しないように期間を月単位に区分けして申請されたい。
- Q15 水道浄水施設管理技士の水道事業体での現場実務経験に「沈殿、ろ過のいずれかを含む浄水施設」と記載があるが、膜ろ過、紫外線処理はこれに含まれるか。
- A15 膜ろ過はろ過施設として、水道事業体での現場実務経験に含まれる。紫外線処理については紫外線照射のみの浄水処理工程であり、沈殿、ろ過施設として認めないため、含まれない。

< 2 級・1 級受験関係 >

Q 1 ポイントの換算方法について

A 1 ポイントは、学歴及び専攻、水道実務経験、有用な国家資格等、講習会等の合計になり、2 級受験には 1 5 ポイント、1 級受験には 2 5 ポイントが必要となる。

Q 2 水道実務経験のポイント換算について

A 2 水道実務経験は、浄水施設管理技士、管路施設管理技士それぞれに関わる水道実務経験を 1 年につき 1 ポイントとし、最大 2 0 ポイントまで換算できる。浄水施設管理技士と管路施設管理技士の水道実務経験期間を重複して申請はできない。

Q 3 2 級または 1 級を受験するには、3 級に登録する必要があるか。

A 3 3 級に登録する必要がある。但し、「技術士に対する特例」を利用して認定・登録を行う場合は必要はない。

Q 4 技術士の水道部門「上水道及び工業用水道」に合格したが登録をしていない。この場合、ポイント対象となるか？

A 4 「技術士に対する特例」を利用して認定・登録を行う場合は技術士登録をする必要がある。特例を使用せず 2 級または 1 級の受験申請を行う場合は、技術士に登録をしなくてもポイントとなる。

Q 5 水質関係公害防止管理者は 1 種から 4 種までであるが、どの種類もポイントとなるか。

A 5 それぞれポイントとなるが、同種の資格は 1 種類のみをポイント対象としている。

Q 6 電気主任技術者第 1 種と第 2 種に合格した。それぞれをポイントとして換算できるか。

A 6 同種の資格は 1 種類のみをポイント対象としている。

Q 7 申請の際、国家資格を取得している証明はどのように行うのか。

A 7 受験申請時に入力した資格は、確認のため資格証等のコピーを添付して提出されたい。

Q 8 平成 1 1 年度以前に受講した講習会等はポイントになるか。

A 8 ポイントと認めていない。講習会等は 2 0 0 0 年度(平成 1 2 年度)以降のものに限定している。

Q 9 浄水施設管理技士 2 級と管路施設管理技士 2 級を同一年度を受験することは可能か。

A 9 年に 1 回同じ日程にて試験を行うため、同時に受験申請することはできない。